

## 補論

## 研究ノート

## 両領国（徳川・国持外様）体制の源流

## — 「公儀（協働）」と魏志倭人伝の「共立」 —

山田 洋一

はじめに

本稿は、先の拙稿『「公儀（おおやけ）」の源流』<sup>1</sup>を受けて拙論の両領国（徳川・国持外様、以下省略する場合がある）体制の源流を今回も近世史、考古学、民俗学等の研究成果に学び、弥生時代に遡って探究するものである。

先の拙稿の結論は次のとおりである。まず、「公儀」を、その主要な訓「おおやけ」の原義「大きな家」を表象とする歴史的事象によって「物心両面の相互給付関係」（有賀喜左衛門氏の研究「石神モノグラフ」<sup>2</sup>）とし、それに宮本常一氏の「大きな家」が必要であった見解「村の中心をなす家が災厄に耐え得る力がないと、一村が滅亡に瀕することが少なくなかった。だから村人は大屋を大事にしていた」<sup>3</sup>で補強、さらにそれらを縄文時代の「大きな家」（ロングハウス）の思想に適用してこのロングハウスの思想を「公儀」の最源流とした。また「公儀」は端的に「協働（同じ目的のために、二人以上が協力して働くこ

と）・平和」とした。

両領国体制とは、徳川領国と国持外様領国から構成される。

徳川領国は、親藩、譜代藩、旗本の領地、幕府の直轄領に加えて、家臣化した譜代並等の中小外様藩領、その他朝廷・寺社関係の領地を含む、徳川家を主とする約二、一〇〇万石<sup>2</sup>の領国である。国持外様領国はこの徳川領国に対置するもので、笠谷和比古氏の論考『「国持大名」論考』<sup>3</sup>等に基づいている。国、郡を一円規模に領する国持大名の鳥取池田家、金沢前田家など一九家（藤堂家、宗家は徳川家に臣従しているとして除く）<sup>4</sup>とその分家の各家領国からなる合計約一、〇〇〇万石<sup>5</sup>の領国地帯というべきものである。各国持外様大名家領国は独立し、その内部構造は、地方知行を行う家臣（給人）を領主として位置付けている。

この体制の原理は、朝尾直弘氏見解によって『徳川將軍家』<sup>6</sup>「大公儀」だけが全国の領主（大名）「国持」\*本稿註）を『徳川家中』に編成することなく、それとは異なった原理（幕府権力）によって『公

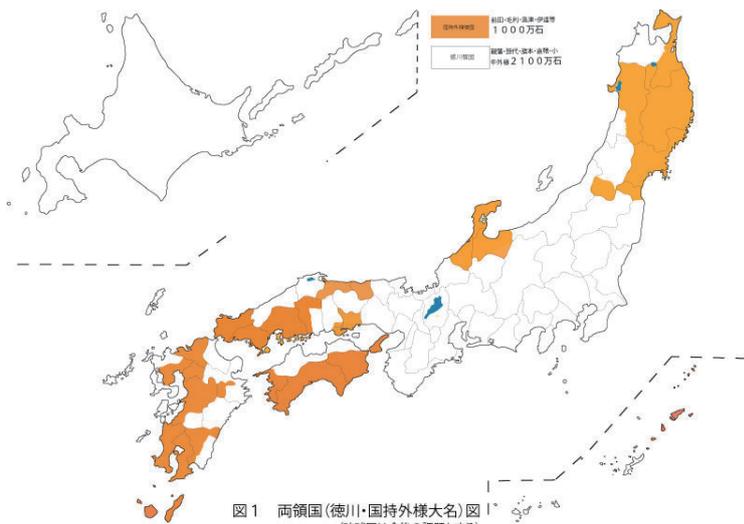


図1 両領国(徳川・国持外様大名)図  
(諸藩国は今後の課題とする)

儀』(『大公儀』)の権力機構を編成しなければならなかった(筆者要約)<sup>7</sup>、としている(文中の「幕府権力」は見解の出典の文脈から「公儀」と理解している)。

このように徳川領国が担う大公儀が国持外様領国を編成し、かつ両者によって国家が構成されていたとする体制を両領国体制、背景には「公儀」(凝縮して「協働・平和」)があるとしている。

ただし、この体制は見えにくく、屈折感がある。また、先の拙稿の結論<sup>10</sup>によって朝尾氏の原理を学びなおすと「両領国の物心両面の相互給付関係」であり、  
『…(近世社会Ⅱ大公儀)の中心となす徳川家を大事』にする「体制、といえる。

この拙論は明治初期に調査された領主と領地の村との関係が示される旧高旧領取調帳から分析した近世の所領構成のあり方と譜代大名等の移封状況から両領国体制の存在を確認<sup>11</sup>したのが始まりである。ただし、このような分析視角の研究は、かつてはあったが、

現在は等閑視されている。

長くなったが、両領国体制の源流の探究を次のように行いたい。

第一章で両領国体制の特質がうかがえる近世、昭和の歴史的事象を紹介する、第二章で、魏志倭人伝の諸国による卑弥呼(邪馬台国)の「共立」、要因となった「倭国乱」を先行研究によって紹介する。

「おわりに」において第一、二章の結論により、探究の結果をまとめる。

あらかじめ本稿の結論を述べると次のとおりである。

両領国(徳川・国持外様)体制の源流は、先の拙稿『公儀の源流』における「公儀」を凝縮した結論である「協働・平和」を受けての魏志倭人伝における卑弥呼の「共立」(「ともに立つ」と「平等の立場で」共同して設立(・運営))体制とした。

なお、以下、今回も「藩」、「幕府」、「將軍」は、使用していない。その理由は本書第一部拙稿「はじめに」を参照していただきたい。ただし、資料に使用されている場合は「」で使用する。

#### 一 近世・昭和の両領国体制関係の歴史的事象

##### (一) 近世の両領国体制関係の歴史的事象 小山評定等

筆者は、両領国(徳川・国持外様)体制の存在、構造の検証を行ってきたが、その間同体制に関係すると思われる諸研究を知ることができた。それらを紹介させていただき、それによって同体制をさらに検証していきたい。

## ア 小山評定

「慶長五年七月二四日、会津の上杉景勝攻撃のため小山に到着した徳川家康は石田三成の挙兵を知り、翌二五日小山の本陣において軍議を開いた」<sup>13</sup>。この軍議が小山評定といわれる。現在、その有無の論争が行われている。<sup>14</sup>

無の立場における白峰旬氏の評定についての見解は次のとおりである。

上杉討伐のために徳川家康は慶長五年（一六〇〇）六月一六日：大坂城を出陣し：下野国小山（栃木県小山市）へ進軍した。小山評定は、七月二十五日、家康が小山において家康に従った諸將を集めて協議し、：上方の情勢に対応すべく諸將が西上することが決定された：軍議で：特に、福島正則：が諸將よりも率先して家康に味方すると宣言したエピソードや、山内一豊：が居城をいち早く家康方に明け渡すことを申し出たエピソードは：有名である。：しかし、：慶長五年七月から九月頃の家康が発給した書状や家康方の諸將が発給した書状などの一次史料をみても、：評定が開かれたことを記した書状は皆無なのである。その一方、後世の江戸時代の軍記物では、小山評定について、：臨場感たっぷりな感動的なストーリーが登場してくるのである（『関原軍記大成』<sup>15</sup>など）。

有の立場における本多隆成氏の見解は、「通説どおり何らかの談合・評定があったとみてよいのではないか」<sup>16</sup>である。

筆者は、論争に立ち入る資格はないが、白峰氏の見解の「軍議で

：特に、福島正則：が諸將よりも率先して家康に味方すると宣言したエピソードや、山内一豊：が居城をいち早く家康方に明け渡すことを申し出たエピソードは：有名である」に注目する。これは福島正則や山内一豊が家康を総大将に推す話である。また「後世の軍記物語『関原軍記大成』では「臨場感たっぷりな感動的なストーリーが登場してくる」に注目したい。同氏はこの逸話を作り上げた史料として軍記物語を調査されている。<sup>17</sup> その代表の一つとして『関原軍記大成』（正徳三年（一七一三）成立）をあげられたが、それは酒井忠勝（徳川家光・家綱政権期の老中、天正一五（一五八七）～寛文二年（一六六二）の「関原始末記」を本拠としていたと指摘される。「関原始末記」は、忠勝が自分の見聞を明暦二年（一六五六）に儒者林羅山等に依頼して作成されたものである。<sup>18</sup> このことから徳川家（政権）にとって小山評定はあつて欲しかった、つまり選ばれた存在としての徳川家を演出したかった、また、別の見方をすれば政権者は選ばれるものともいえるのではないだろうか。

笠谷和比古氏は『関ヶ原合戦』<sup>19</sup>で、関ヶ原合戦における徳川家康の微妙な立場（秀忠ひきいる徳川主力軍の遅参など）を明らかにされている。家康は絶対的覇者ではなかったということであろうか。

## イ 家光「生まれながらの將軍」逸話

先の拙稿<sup>20</sup>でも紹介した、徳川家光の「生まれながらの將軍」の逸話がある。家光の伝記研究者野村玄氏によれば、「秀忠の亡き後、家光が諸大名を前にして『天下に主たる者我一人（徳川家光）なり』と宣言し、家光に代わって天下に号令をかけた者は名乗り出るように述

べたところ、伊達政宗が進み出て、三代にわたる徳川將軍家からの恩義を強調した上で、家光に反逆する者があれば政宗が引き受けて踏み潰して御覽に入れる旨を発言し、他の大名は家光の宣言を受け容れたという話<sup>21</sup>である。これまでこの話は家光の威光に対して国持外様大名等がひれ伏し家光の宣言を受け入れ、国持大名も譜代大名になったと理解されているように思われるが、見方を変えれば家光の存在を国持大名等が認めたと理解できる。

野村氏はこの話の出典を調査されている。「『生まれながらの將軍』の語そのものは見出せていないのだが、…よく似た語を含む話で、…次のものを把握している」と、『仰景録』下（萩野由之監修『日本偉人言行資料 圓心上書全・仰景録全』）を紹介され、つづけて『仰景録』という史料について、『解題及伝記』によると「若州小浜の藩主酒井忠勝の言行録なり：著者山口安固の父を治兵衛翠庵といひ、忠勝隱居の後、其祐筆を勤む、著者は父及び親しく忠勝に仕えし者の談話を採収して本書を成せりといふ」と述べられている<sup>22</sup>。ここにも前述の「原始末記」の酒井忠勝が登場する。逸話も家光政権側の演出、徳川家光を認めて欲しいとの願いと考えるとよいのではなからうか。

#### ウ 主君押込め

笠谷和比古氏が明らかにされた、家老等が暴君等を強制的に廃位せしめる主君「押込」の行為が武家に存在していた。「それは不正な反逆行為ではなく、正当な行為として、さらには家老・重臣層の権限に属する正当な行為として了解されていたと考えられる」<sup>23</sup>とされ、国制における位置づけも述べられている。主君と家臣の関係は、

「大名家における政治的意思決定に際しては、家老・重臣らの意向への配慮が必要であり、彼らとの合議・合意に基づく『共働』において、始めて円滑にことをはこぶことが出来たのである」<sup>24</sup>とされる。「共働」は留意しておきたい。

このような関係を、朝尾直弘氏も公儀の研究において「毛利氏の老臣志道広良が元就の嫡子隆元に『君ハ船、臣ハ水ニテ候、水よく船をうかへ候事ニテ候、船候も水なく候へハ、不相叶候歟』<sup>25</sup>といひ放った」と紹介されている。

#### エ 領主と民の契約

領主と民の関係の理解は、今日変わってきている。近世思想史研究者の若尾政希氏によれば次のとおりである。長くなるが紹介させていただく。

江戸時代の政治や支配―被支配の関係について、多くの人は現在どういったイメージを抱いているだろう。強力で横暴な武士たちの政権と無力な百姓たち、という構図がなお根強くそのイメージを枠取っているだろうか。たしかに、研究者の間でもかつては、幕藩制国家といえば、まず領主権力の専制・集権的性格を強調するのが一般的であった…ところが、一九八〇年代半ば以降、幕藩制国家の「公儀」機能・公共機能的側面が注目されるようになる、かつてのむき出しの強権をふるう権力者像はすっかり影をひそめることとなった。すなわち幕藩領主制の骨格をなす領主と民、領主と家臣の関係についても、領主の強権による「一方的関係」(「抑圧と服従」)と見るのではなく、「両者の間の相互的契機に着目して、

そこに契約あるいは合意を見出した(註1)のである。

しかし、いうまでもないことであるが、領主制の本質は支配—被支配の身分差別にあり、幕藩制社会はまがうかたなき階級制社会である。問題は、そのような上下の絶対的差別の関係において、なぜ相互的な(疑似相互的というべきか)契機が形成されたのか、またそれはいかにして形成されたのか、ということにある。いわば相互的契機形成の所以と由来を歴史的に解明することに、研究の主眼を移さなければならない。戦国期以来の領主—民、領主—家臣間の交渉・抗争を経て、近世のある時期に領主と民との間、領主と家臣との間になんらかの相互的関係意識が形成され幕藩領主制が確立する(関係意識に着目すれば、この段階を幕藩制の確立と呼び得る)、その過程を明らかにするような研究が、今、必要とされているといえよう。<sup>26</sup>

(註1 朝尾直弘『公儀』と幕藩領主制(講座日本歴史5)〈東京大学出版会、一九八五〉\*傍線筆者

「両者の間の相互的契機」「契約」「合意」に留意したい。なお、同氏も指摘されるように近世は身分社会である。このことは今後の課題としたい。

#### オ 近江の入札(選挙)

近世史の研究者水本邦彦氏は近江国の村役人の選出方法について次のように紹介されている。

##### 村役人の選出

村掟の制定を始めとして、村の運営は村役人を中心に行われた。

庄屋・年寄、あるいは名主・組頭などと名付けられる役職で構成される村役人組織の設置は、村を統治の単位とする近世領主によって推進されたが、人選はおおむね村の意向に任された。そのため、選定方法は村によって異なり、前代の土豪・地侍などの家筋が世襲する村がある一方、村民の選挙によって選ぶ村も多かった。：蒲生郡鎌掛村<sup>かひがけ</sup>では、宝暦八年(一七五八)に庄屋の交代があった。その当時同村の領主だった幕府代官石原清左衛門役所へ提出された願書に、選任の経緯が記されている(瀬川欣一氏収集文書)。

庄屋新左衛門は多病で御用が勤めがたく困っていました。このことを村方へ諮ったところ、もつともだと皆が了解し退役を了承しました。新左衛門は庄屋在役中、諸勘定はもちろんのこと、村民との間で揉め事ありませんでした。このようなことなので、新左衛門の休役を許可してください。後役については村法にもとづく入札の結果、平蔵に札が多く入りました。彼はふだんから実儀ある者なので村中納得のうえ、後役に頼む事にしました。村中連印の書付をもってお願いしますので、今後彼に御用を仰せつけてください。<sup>27</sup>

水本氏は続いて、庄屋交代はすぐに受理されたこと、前任の清左衛門は村民との間で揉めごともなく、模範的な庄屋として退役したことを補足されている。

「入札」(選挙)で庄屋が選ばれることに留意しておきたい。

なお、水本氏は、直近の論考「惣 私たちの公」<sup>おおよけ</sup>において近江国の

一四世紀から十九世紀後半にわたる村のあり方（自村の権益確保、安寧秩序、制裁など）を「公儀」の視点で考察されて「村社会自身の変化と、強力な中央集権国家の登場のなかで、村惣中の担った『私たちの公』権能は国家公権に移譲・吸収されていった」と結ばれている。このような変化のなかで先の入札（選挙）が行われていたことを留意しておきたい。

また、そのほか近世の選挙にかかわる事例を柿崎明二氏<sup>29</sup>、中世の落書、近世の越後や下総の入札を中世史家藤木久志氏が紹介<sup>30</sup>されているので参照していただきたい。

## （二）昭和の両領国体制関係の歴史的事象 対馬の寄合

前節は近世の事例であるが、本節は昭和の、全国の民俗調査を行った宮本常一氏の調査を紹介したい。

昭和二五（一九五〇）・二六年に九学会連合・対馬総合調査における伊奈（長崎県対馬市上県町）の寄りあい<sup>31</sup>の見聞が報告されている。氏が希望した古文書の借用のほか別件を数日かけて話し合う寄りあいが行われていた。その様子は長くなるが次のとおりである。

みんなの納得のいくまで何日でもはなしあう。はじめには一同があつまって区長からの話を聞くと、それぞれの地域組でいろいろに話しあって区長のところへその結論をもっていく。もし折り合いがつかねばまた自分のグループへもどってはなしあう。用事のある者は家にかえることもある。ただ区長・総代はきき役・まじめ役としてそこにいなければならぬ。とにかくこうして二日も協議がつづけられている。（一二三頁）…そういうところへ私はで

かけていった。…老人の一人が「見ればこの人はわるい人でもなさそうだし、話をきめようではないか」とかなり大きい声でいうと外ではなしていた人たちも窓のところへ寄って来て、…私の顔を見た。私が古文書の中にかかれていることについて説明し、…はなすと、…話がしばらくつづいた。…話は次第に展開して来る。…老人が「どうであろう、せっかくだから貸してあげては…」と一同にはかった。「あんたが、そういわれるなら、もう誰も異存はなからう」（一五頁）と一人が答え、区長が「それでは私が責任をおいますから」といい、私がある場で借用書をかくと、区長はそれをよみあげて…「はアそれで結構でございます」と…声があると、区長は…古文書を手にとって私に渡してくれた。…とにかく無理はしなかった。…納得のいくまではなしあった。だから結論が出ると、それはキチンと守らなければならなかった。（一六頁）話といっても理窟をいうのではない。一つの事柄について自分の知っているかぎりの関係ある事例をあげていくのである。…このような協議の形式はひとり伊奈の村ばかりでなく、（二七頁）…

日本中の村がこのようであったとはいわぬ。がすくなくも京都、大阪から西の村々には、こうした村寄りあいが古くからおこなわれて来ており、そういう会合では郷土も百姓も区別なかったようである（一九頁）。

このようにすべての人が体験や見分を語り、発言する機会を持つということはたしかに村里生活を秩序あらしめ結束をかたくするために役立つが、同時に村の前進にはいくつかの障碍を与え

ていた。<sup>32</sup> (二二頁) ※ (〇〇頁) は出典の頁数

なお、「同時に村の前進にはいくつかの障碍を与えていた」という点については具体的な事例を読み取れなかった。

宮本氏は同書でそのほかに、このような寄りあいが行われる村は、非血縁結合で、寄りあいの場として、講堂、庵寮、辻があり、また、自分の故郷(山口県大島)のこととして、庄屋なども寄りあいで推薦されていたと述べられている。<sup>35</sup>

寄合は「納得のいくまではなしあった」、「村里生活を秩序あらしめ結束をかたくする」、「庄屋なども寄りあいで推薦」は留意しておきたい。

ただし、宮本氏のこの寄合については、民俗学研究者の杉本仁氏の批判がある。<sup>36</sup> また、杉本氏ほかの批判にたいして、松本勇介氏は「伊奈の寄合については検証が進み、事実誤認も含め、宮本が提示した寄合像を無批判に受け入れることはできなくなりましたが、当時の伊奈には：満場一致に持つていく合議制が存在し、それを宮本が体験したことは確かです。：学ぶべきところはあるように思います」と述べられている。<sup>37</sup> この寄合は昭和のことであるが、近世にも参考になると思われる。

#### 小括

以上、小山評定は政権者は選ばれるもの、家光「生まれながらの將軍」逸話は家光を認めて欲しいとの願い、主君押込めは主君と家臣の関係は「共働」、領主と民の契約は「両者の間の相互的契機」「契約」「合意」、近江の入札(選挙)は「入札」(選挙)で庄屋が選ばれる、昭和

の対馬の寄合は満場一致に持つていく合議制、とまとめることができ、小括すると「共働」と政権者は選ばれるものと理解できる。

#### 二 両領国(徳川・国持外様)体制と魏志倭人伝の「共立」

筆者は、近世は石高制であったことから水田稲作が始まる弥生時代についても研究成果を学んでいるところであるが、この時代といえどもやはり三国志の魏志倭人伝に触れざるを得ない。魏志倭人伝といえども、邪馬台国の位置が注目されてきたが、筆者は卑弥呼の共立(以下、用語、制度、思想(考え)の意味で以下「」を付して使用する)が注目された。本稿でいう両領国体制は、徳川と国持外様大名の関係ともいえ、この関係は、卑弥呼と倭国内の国々の関係と同じで、卑弥呼「共立」は両領国体制の源流ではないかと考えたのである。

後者の関係は「共立」である。またこの「共立」は、「公儀」とも関係すると思えたのである。「公儀(おおよけ)」は「はじめに」で述べたように先の拙稿で検討し、端的に「協働(同じ目的のために、二人以上が協力して働くこと)・平和」としたが、「共立」と「協働」が繋がるのである。

まず「共立」の意味を確認し、その後で卑弥呼の「共立」体制を両領国体制の源流とする理由を見ていきたい。

(大漢和辞典)

【共立】キョウリツ ①ともに立つ。「詩、小雅、南有嘉魚、嘉賓式燕以樂、疏」遂得賢者、共立於朝。②二人以上の者が共同して設立する。

(日本国語大辞典)

〔名〕 きょう・りつ【共立】(1)並び立つこと。二つ以上のものがともにあること。並立(へいりつ)。\*西洋事情(一八六六〜七〇)〔福沢諭吉〕二・一「政府の体裁と国民の自由と恰も共立並行せり」\*鼠と猫(一九二二)〔寺田寅彦〕一「両方の権利が共立しない時に」\*詩経疏・小雅・南有嘉魚(嘉賓式燕以樂) 遂得賢者、共立於朝(2)二人以上の者が共同して設立すること。平等の立場で運営すること。\*地方官会議日誌・一七・明治八年(一八七五)七月一日「一管内共立の学校及貧院病院等の事」  
まとめれば「ともに立つ」と「平等の立場で」共同して設立(・運営)と二つの意味が確認できる。

卑弥呼「共立」は、主として考古学者の寺沢薫氏の近著『卑弥呼とヤマト王権』<sup>38</sup>から学ぶことができる。同氏は、考古学の発掘成果と文献の両面から分析を行い、「共立」については次のように述べられている。

(一) 諸国の卑弥呼の「共立」

諸国とは、卑弥呼を「共立」した国々のことであるが、寺沢氏は、従来の説とは異なり、西日本の範囲も含めて次のように検討されている。

それまでの倭国(イト倭国)の政治的中枢であったイト国とその傘下のクニ・国のほか。「倭国乱」の頃から急速に力をつけてきたキビ国とハリマ、サヌキ、アハ、イヨなどその周辺のクニ・国・そしてイツモのクニ・国などであったと思われる。<sup>39</sup>

邪馬台国については、

邪馬台国とは奈良盆地の東南部を占める狭義の「やまと」の領域、つまり私のいう「ヤマト国」を指し、女王卑弥呼は纏向遺跡にいた<sup>40</sup>とされる。

「共立」は、諸国が卑弥呼を推戴して倭国を運営していく体制を意味するが、同氏は、

二世紀末の混乱するイト倭国体制から脱却し、より強力で拡大した領域をもつ倭国体制(新生倭国)への飛躍をとげるためにとられた手段<sup>41</sup>とされる。ただし、なぜ「共立」という手段であったかの説明はないように思われる。

三国志の魏志東夷伝には、「共立」の語が使用されているが、吉田晶氏によれば、東夷伝の扶余・高句麗の共立や、辰王の共立的関係と卑弥呼の「共立」は異なることである。<sup>42</sup>また、渡邊義浩氏は「儒教が(共立を\*本稿註)高く評価することはない。王は、自ら即位するものであり、相や国々に『共立』されるものではない」とされる。<sup>43</sup>

これらから魏志倭人伝に記される諸国が卑弥呼を「共立」するあり方は、後で述べる倭国乱を終息させることを目的とする独自のあり方と考えることができるが、なぜ、「共立」なのかはわからない。「おわりに」で検討したい。

次に、「共立」のきっかけとなった倭国乱を寺沢氏の近著によって確認したい。両領国体制には戦国時代があり、卑弥呼「共立」を源流とする指標になるのではないかと考えるからである。

## (二) 倭国乱

倭人伝の倭国乱にかかわる部分は次のとおりである。

其國本亦以男子為王住七八十年倭國亂相攻伐歷年乃共立一女子為王名曰卑爾呼\*傍線は筆者

寺沢氏による、句読点と現代語訳は次のとおりである。

其國、本亦以男子為王、住七八十年、倭国乱、相攻伐歷年、乃共立一女子為王。名曰卑弥呼。

倭国はもともと男性を主とし、男王の治世が七、八〇年つづいた。しかし倭国は乱れ、何年にもわたってたがいに攻撃しあった。そこで、一人の女性を共に倭国王に推戴した。その名を卑弥呼という<sup>45</sup>。

一般的な現代語訳は次のとおりである。

その国では、もともと男子が王位についていたが、そうした状態が七、八十年もつづいたあと、「漢の靈帝の光和年間（一七八～一八四、本稿註）に」倭の国々に戦乱がおこって、多年にわたり互いの戦闘が続いた。そこで国々は共同して一人の女子を王に立てた。その者は卑弥呼と呼ばれ：<sup>46</sup>

筆者は、倭国乱の部分は、寺沢氏訳を基本とし、「男子王の治世下、七、八〇年倭国は連年たがいに攻撃しあった」と読めるのではないかと考える。

なお、寺沢氏は、対外関係や発掘状況から倭国乱は戦争ではなく混乱、卑弥呼共立の時期は三世紀初めとされる。<sup>47</sup>

筆者は、一例であるが、鳥取市の青谷上寺地遺跡の溝から出土し

た弥生後期（約一八〇〇年前〈朝日新聞デジタル記事二〇二三年一月六日〉）の殺傷痕がある一〇九体（女性、五歳程度の子含む）分の人骨の発掘成果から長期（七、八〇年）の攻伐の乱があったと考えていたが、この理解は、二〇二四年三月に行われた「とっとり弥生の王国シンポジウム 続々・倭人の真実 見えてきた青谷上寺地遺跡の人びと」によって修正される。

パネリストの濱田竜彦氏によれば、殺傷痕のある人骨は一〇九体の内一割にみえないとの事である。<sup>49</sup> さらにシンポジウムの説明では一八〇〇年前のこの遺跡は、「血のつながりが希薄な、都市的住民からなる『街』」とのことである。倭国乱を証明できる遺跡ではなかったようである。

それでは、魏志倭人伝の倭国乱は事実ではないのか。その情報はどこから魏志倭人伝が含まれる三国志の著者にもたらされたのか。今後の課題であるが、何らかの混乱の終息のため卑弥呼が諸国によって「共立」された体制があったとはいえるのではなからうか。

## 小括

寺沢薫氏の研究、最近の発掘成果から、倭国乱は戦争ではなく混乱であるが、乱終息のため、イト国等の西日本の諸国によって卑弥呼が「共立」された体制があったと考える。

代わりに 両領国体制の源流 「公儀（協働）」と  
魏志倭人伝の「共立」

一、二章の小括を時代順に総括すると、弥生時代二世紀に、七、八〇年続いた倭国乱を終息するため西日本の諸国が三世紀初めころに卑弥呼を「共立」（共に立つ、共同して設立）した体制があった。時代は飛ぶが、戦国時代、関ヶ原合戦（慶長五年（一六〇〇））の後、三代公方徳川家光（在職一六三三～五一）のころには、国持大名等によって政権者（公方）は選ばれるという「合議・合意に基づく『共働』」<sup>51</sup>の体制があった、とすることができるとはなからうか。

本稿の目的は、拙論である両領国（徳川・国持外様）体制の源流を探究することである。この体制は、徳川領国が担う大公儀が国持外様領国を編成し、かつ両者によって国家が構成されていた、としている。先の総括によって、近世は「共働」の社会で、徳川領国の主である徳川家は、国持大名によって選ばれるべきもの、と理解できる。したがってこの体制の源流は、魏志倭人伝の「共立」が考えられる。

「はじめに」で述べたように先の拙稿で「公儀」の源流を縄文時代のロングハウスのあり方（思想）とし、端的に「協働（同じ目的のために、二人以上が協力して働くこと）・平和」とした。

縄文、弥生、近世の社会のあり方を端的に示す用語は「協働」、「共立」、「共働」<sup>52</sup>であるが、通底するのは「協働（同じ目的のために、二人以上が協力して働くこと）」と考える。

先の拙稿で、この「公儀」は、一〇〇年の戦国時代の惨禍を経て、表出したものではないかと述べた。<sup>53</sup> 魏志倭人伝の「共立」の前には、混乱とされるが七、八〇年の倭国乱がある。魏志倭人伝の卑弥呼の「共立」も当時の人びとの心底にあった縄文由来の「公儀」が「共立」を推し進めたのではないかと考えることもできる。両領国体制の源流は、

弥生時代の魏志倭人伝の「共立」であり、縄文由来の「公儀」でもありと改めて考える。

なお、戦争と「協働」については今後の課題としたい。<sup>54</sup>

今回も、考古学、民俗学に学んで近世史を考察した。ご批判があることは承知している。近世は「幕藩体制」とされるが、当時の用語でいえば「大公儀・公儀体制」といえる。この体制研究の踏み台になればと思っているところである。今後もご教示をお願いしたい。

#### 【付記】

先の拙稿『「公儀（おおやけ）」の源流』（『京都府立大学学術報告人文七五』、二〇二三年）において、細谷昂氏の御氏名を「細谷昂」と誤記した。本稿においてであるがお詫び申し上げ修正させていただきます。

本稿については、参加させていただいている近世史の研究会であるふとで会で報告させていただき、ご教示等をいただいた。

また、今回も地元の図書館のレファレンスサービスには大変御世話になった。深く感謝申し上げます。

本稿は二〇二四年度JSPS23K01060の助成を受けた「公儀触による両領国（徳川・国持外様）体制の最終検証と触研究への報提供あり方研究」（研究代表山田洋一）の研究成果の一部である。

（京都府立大学特任講師）

## 【註】

- 1 山田洋一「『公儀（おおよけ）』の源流―両領国（徳川領国・国持外様領国）体制に  
関係して―」（『京都府立大学学術報告人文七五』、二〇一三年）。
- 2 旧高旧領取調帳の集計による（表2之全『徳川領国』領主内訳）へ山田洋一「近世『徳  
川領国』の所領構成と譜代並・外様・国持」―京都府域関係古文書のアレシジメン  
トの前提として（三）―」（『京都府立総合資料館紀要』三四、二〇〇六年）。なお  
この数値には禁裏料などは含まれていない。
- 3 笠谷和比古『『国持大名』論考』（井上満郎ほか編『古代・中世の政治と文化』（思  
文閣出版、一九九四年）。同「幕藩体制下に於ける大名領有権の不可侵性について」  
（『日本史研究』一八七、一九七八年）。
- 4 （表1 徳川政権期国持大名一覧）。
- 5 旧高旧領取調帳の集計による（表4 国別国持藩一覧）へ山田洋一「近世『徳川領国』  
の所領構成と譜代並・外様・国持」―京都府域関係古文書のアレシジメントの前提  
として（三）―」（『京都府立総合資料館紀要』三四、二〇〇六年）。
- 6 朝尾氏は、大坂加番役の研究（『IV将軍政治の権力構造』（朝尾直弘著作集 三）  
注51）から中小の外様大名が動員され譜代並の主従関係が確定される研究を確認さ  
れているので大名は「国持」と判断している。
- 7 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造―京都、山城・丹波・  
丹後国と因幡・伯耆国の比較から」（『京都府立大学学術報告人文七〇』、二〇一八  
年、二四一頁）。朝尾直弘氏見解は『IV将軍政治の権力構造』（朝尾直弘著作集 三）  
（岩波書店、二〇〇四年、二五〇頁、\*初出（『岩波講座日本歴史一〇』岩波書店、  
一九七五年）。
- 8 「公儀について注意しておかねばならないのは、このように武家領主の共同利害を  
集团的に保障する機構でありながら、その編成がつねに第一人者の「家」の体制と  
して表れたことである。…近世の国持大名は、すべてその国の給人領主を自己の「家  
中」として編成していく志向を有した。…いうまでもなく、この「家中」がすべて  
かれらの「家の子・郎党」…からなっていたわけではなく、將軍家の知行体系と同  
様に、幕藩制成立過程において、擬制的にこの関係を拡大再生産した「加門・譜代」  
と「外様」からなる構造を内部にはらんでいたのである。ただ徳川將軍家Ⅱ「大公儀」  
だけが全国の領主を「徳川家中」に編成することなく、それとは異なった原理によっ  
て「公儀」（Ⅱ「大公儀」）の権力機構を編成しなければならなかった。これが幕府  
権力であり、そこに將軍だけが当面した権力編成上の諸課題があった。（朝尾直弘「將  
軍政治の権力構造」へ『將軍権力の創出』（岩波書店、一九九四年、二四六頁）\*初  
出は『岩波講座日本歴史一〇』岩波書店、一九七五年）。
- 9 「国持」は徳川政権の『国持』大名に対しての一方的な認識であり、それに対して、  
『国持』大名側は受身的な認識といえるが、実質として『国持』のあり方（御国持  
方御領分御自由二相成候道理）は同名大名側に理解されており、屈折した認識とい  
える（山田洋一「『国持』の認識」へ『京都府立大学学術報告人文七二』、二〇一〇年、  
三〇三頁）。
- 10 山田洋一「『公儀（おおよけ）』の源流 両領国（徳川領国・国持外様領国）体制に  
関係して」（『京都府立大学学術報告人文七五』、二〇一三年、一七五頁）。
- 11 山田洋一「近世『徳川領国』の所領構成と譜代並・外様・国持―京都府域関係  
古文書のアレシジメントの前提として（三）―」（『京都府立総合資料館紀要』  
三四、二〇〇六年）。
- 12 徳川領国については、藤野保「徳川幕藩領国体制の形成」（『幕藩体制史の研究』吉  
川弘文館、一九六二年）、矢守一彦「幕藩社会の空間秩序について」（『幕藩社会の地  
域構造』大明堂、一九七〇年）、今野真「『土芥寇讎記』と大名論」（J・F・モリス  
ほか編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年）、針谷武志「領知経営と幕府」（『徳

川幕府事典』東京堂出版、二〇〇三年）等。笠谷和比古氏の国持大名研究については、『国持大名』論考』（井上満郎ほか編『古代・中世の政治と文化』（思文閣出版一九九四年）。「幕藩体制下に於ける大名領有権の不可侵性について」（『日本史研究』一八七、一九七八年）。国持外様大名については笠谷和比古氏の研究が行われていたにも拘わらず今は等閑視されている。拙論両領国体制（徳川・国持外様）については、近年は公儀触を中心に検証を行っているが、各領国についての先行研究を学ぶ必要があると考えている。藤本仁文氏は「近世上方幕府直轄都市と譜代藩」（『史林』95（1）、二〇一二年、おわりに）において、「幕府が仮想敵と見なしていた西国外様藩の位置づけを転換させたこと」により「全国各地の地域差を解消させながら、国家的規模での政治的一体性を生み出していくことを明らかに」されている。拙論の参考になるもので学んでいきたい。

13 日本歴史地名大系【小山市】栃木県（ジャパンナレッジ）。

14 現在の状況は、一方の論者本多隆成氏の最新の論稿によればつぎのとおりである。「いわゆる『小山評定』の存否に関しては、これを全面的に否定される白峰句氏と、通説どおり何らかの談合・評定があったとみてよいのではないかとする筆者との間で、この一〇年ほどにわたり論争が行なわれている。論争のきっかけは、白峰氏が二〇一二年に発表された二本の論文にあり（註1）、とりわけ「小山評定」をフィクションとする前者の論文において、「小山評定」は徳川史観による家康神話の創出という目的のために捏造された架空の話であるとして、全面的に否定されたことによる。これに対して筆者は、よくドラマなどでみられるような劇的な場面があったかどうかはともかくとして、一応通説どおり七月二十五日に『小山評定』が行なわれたとみてよいのではないかと批判したことで（註2）、論争が始まったのである。：他方で、一次史料のみで綿密な考証を行なわれた藤井（讓治\*本稿註）氏は、結論として『上杉攻めの延期と諸將の西上決定は、大坂三奉行の別心が届くまえの七月

二十五日に下野小山でなされた』といわれている（藤井論文、三八頁）。水野氏もそれより早い論文で『小山評定』について検討し、『小山評定』では、白河口からの上杉領侵攻の延引、西上にあたっての組分け、東海道に位置する城の進上について話し合われ、また人質の進上についても協議された可能性がある。これら全ての事項を、軍議の場を設けることなしに、書状や使者の口上のみで滞りなく実行に移せるものではない』といわれている（註11）。この藤井氏や水野氏の論文や拙稿C論文によって、少なくとも『小山評定』の存否については、ほぼ決着がついたのではないかと思っていた。ところが、この度白峰氏によって、あらためて家康の宇都宮在陣説を中心とする長大な論文が発表された（註12）。：（本多隆成『小山評定』研究の現段階）『静岡県地域史研究』一二、二〇一二年、一頁）。引用文中の註は本多氏論文を参照していただきたい。

15 白峰句「小山評定は本当にあったのか？」（渡邊大門編『家康伝説の嘘』柏書房、二〇一五年）。

16 本多隆成『小山評定』研究の現段階』（『静岡県地域史研究』一二、二〇一二年、一頁）。

17 白峰句『小山評定』の誕生 江戸時代の編纂史料における小山評定の記載内容に関する検討』（『別府大学大学院紀要』一六、二〇一四年）。

18 関ヶ原始末記（日本大百科全書）。

19 笠谷和比古『関ヶ原合戦』（講談社、一九九四年）。

20 山田洋一『『国持』の認識 両領国体制（徳川領国・国持外様領国）の存在と構造に關係して』（『京都府立大学学術報告人文七二』、二〇二〇年、二九八頁）。

21 野村玄『徳川家光 我等は固よりの將軍に候』（ミネルヴァ書房、二〇一三年、一〇二頁）。

22 野村玄『徳川家光 我等は固よりの將軍に候』（ミネルヴァ書房、二〇一三年、一〇三頁）。

- 23 筈谷和比古『主君「押込」の構造―近世大名と家臣団』(平凡社、一九八八年、二六七頁)。  
24 前同二六六頁。
- 25 『朝尾直弘著作集 三卷』(岩波書店、二〇〇四年、二四九頁 \*初出『公儀』と幕藩領主制)へ『講座日本歴史五』東京大学出版会、一九八五年) \*\*文中『』の出典は、『毛利家文書』五九三(大日本古文書)、原典は「荀子・王制」。筈谷和比古氏も註23二六九頁で紹介されている。
- 26 若尾政希『「太平記読み」の時代』(平凡社、一九九九年、一四頁)。  
27 水本邦彦『村 百姓たちの近世』(岩波書店、二〇一五年、九〇頁)。  
28 水本邦彦『惣 私たちの公』(近江学 文化誌近江学)一五、二〇二四年)。この論考中に「かう義(公儀)」の記載がある詫び状が掲載されている。
- 29 柿崎明二『江戸の選挙』から民主主義を考える』(岩波書店、二〇二三年)。  
30 藤木久志氏は『戦国の村を行く』(II村の平和「6村の入札」において、越後の庄屋だった家で発見された入札(A組頭跡役入札、B盗難入札、C村方善悪行事入札)を中心として、中世の落書、近世下総の入札、また御用留を用いてその実情を紹介されている。本稿の「共立」にかかわるのはA(天保二年(一八三二))のみとおもわれるが、入札(選挙)と「共立」の関係については今後の課題として参考にしていきたい。
- 31 宮本常一『忘れられた日本人』(岩波書店、一九八四年、一三頁)。  
32 宮本常一『忘れられた日本人』(一九頁)。  
33 宮本常一『忘れられた日本人』(五三頁)。  
34 毛利家領の場合、村が大きく、村内の集落には畔頭がいた。  
35 宮本常一『忘れられた日本人』(五六頁)。  
36 杉本仁『寄合民主主義に疑義あり 宮本常一『対馬にて』をめぐって』(『柳田国男・民俗の記述』へ岩田書店、二〇〇〇年)。
- 37 「宮本が書き留めた伊奈の寄合について、専門家からは様々な意見が出されています。まず肯定的な意見として、佐野氏は、伊奈の寄合を伝統に基づいた恐ろしいほど粘りっこい日本的民主主義と評価しています。そして日本の共同体の伝統を封建遺制として退け、アメリカ力直輸入の民主主義を謳歌していた当時の風潮に対する批判が読み取れると指摘しています。次に否定的な意見として、杉本氏は、現地資料などの詳細な検討から、宮本は伊奈の寄合を高く評価しすぎていると総評し、例えば対等性について、海に依拠する集落では共同採取物を合議制で分配する慣習があるものの、寄合には伊奈の階層的な村落社会構造が反映していたと考えられるなど、宮本の考えに疑義を呈しています。最後に坂野氏は、伊奈の寄合に日本の古い文化(土着の民主主義)を見出した宮本の考え方は、対馬に日本の古い文化を見出そうとした八学会連合の考え方に影響を受けていたと指摘しています。これら以外にも、伊奈の寄合については検証が進み、事実誤認も含め、宮本が提示した寄合像を無批判に受け入れることはできなくなりましたが、当時の伊奈には粘り強くすり合わせて満場一致に持つていく合議制が存在し、それを宮本が体験したことは確かです。日本では近年、集計民主主義(多数決)に加え熟議民主主義も取り入れる必要があるなど、新しい民主主義のあり方が盛んに議論されていますが、宮本が示唆した『寄合民主主義』には、意思決定のスピードが求められる今日であっても、学ぶべきところはあのように思います」(<https://tabinaga.jp/tanken/>) (松本勇介) 宮本常一と長崎―7―\*二〇二五年一月閲覧)。
- 38 寺沢薫『卑弥呼とヤマト王権』(中央公論新社、二〇二三年)。  
39 寺沢薫『卑弥呼とヤマト王権』(二七二頁)。  
40 寺沢薫『卑弥呼とヤマト王権』(一七頁)。  
41 寺沢薫『卑弥呼とヤマト王権』(二七〇頁)。  
42 「一つは扶余の場合で、…今一つは高句麗の場合で、…扶余や高句麗の場合、すで

に王の世襲制が確立しており、王統のなから適任と目されたものを支配層によってとくに選出したことを『共立』という用語であらわしている。これらとやや事情を異にするのは韓族の辰王の場合である。辰王は馬韓五十余国と弁辰十二国の上位に立つ王で、馬韓中の小『国』である『月支国』に本拠をもち、常に馬韓から選ばれて「世世、相継ぐ」が、辰王は「自ら立って王となることを得」ないものとされてきた。辰王選出に『共立』の文字はないが、馬韓と弁辰十二国の支配層による『共立』によって、辰王がえらばれていたとみてよいだろう。…王統による世襲制ではなかった可能性がよい。…その地位は多分に名目的で栄誉的なものであったとみるのが妥当であろう。卑弥呼の『共立』は…扶余・高句麗の『共立』や、辰王の共立的関係とあきらかに異なる。その『共立』には『倭国乱』終結後の倭人社会全体の新しい秩序の創出が期待されていたのである」（吉田晶『卑弥呼の時代』へ新日本出版社、一九九五年）\*二〇二〇年吉川弘文館より再刊本一七二頁。

43 渡邊義浩『魏志倭人伝の謎を解く 三国志から見る邪馬台国』（中央公論新社、二〇二二年、一六〇頁）。

44 森浩一『倭人伝を読みなおす』（筑摩書房）二〇一〇年、三九頁。

45 寺沢薫『卑弥呼とヤマト王権』（一五三頁）。

46 陳寿著、今鷹真・小南一郎訳『正史三国志四』（筑摩書房、一九九七年、四七四頁）。

47 重要な見解であるので長くなるが紹介させていただく。「卑弥呼共立の年代を見極める 前章の末尾でみたように、安帝の永初元年（一〇七）に朝貢した帥升は、その直前に成立したイト倭国の最初の王と考えられる。そうであれば、帥升とそれにつづくイト国男王がイト倭国の王でもあった時間幅、すなわち『魏志』倭人伝という『住まること七、八十年』は、のちの『梁書』や『北史』に倭国が乱れたと伝える時期『靈帝の光和中』（一七八～一八四年）と、数字のうえでのみことに符合することになる。史書としての年代上のつじつまは、正確に合わされているのである。

しかし私は、古代史のキーポイントとなる卑弥呼共立の実年代の見極めは、そのような不確かな年代観にたよるべきではないと考えている。『魏志』倭人伝は『倭国乱』について『相攻伐すること歴年』と書く。『後漢書』や『隋書』東夷伝倭国条は『倭国大乱』あるいは「其の国（倭国）大乱」、「歴年主無し」と記す。『北史』にも『歴年主無し』という記載がある。つまり倭国の混乱がどれだけつづいたのか、正確にはわからないのである。仮に帥升擁立から『倭国乱』までの時間幅が『七、八十年』であったとしても、『倭国乱』の時間幅が正確にはわからないのだから、卑弥呼共立の厳密な実年代は保証されていないことになる。

『乱』、『大乱』、『歴年主無し』という表現の内実を、あらためて検証する必要がある。あとで述べるように、私は考古学上の成果と照らし合わせて、この時期、大規模な戦乱が繰り返りひろげられたとはまったく考えていない。『歴年主無し』とは、中国側からみて倭国王が定まらない、倭国を代表する外交窓口が存在しない状況が、かなり長期におよんだことをいうのである。

私は、卑弥呼共立の年代はむしろ『三国志』『魏書』東夷伝の韓条の以下の記載に求めるべきだと考えている。

桓靈之末、韓濊強盛、郡県不能制、民多流入韓国。建安中、公孫康分屯有県以南荒地為帯方郡、遣公孫模張敞等收集遺民。興兵伐韓濊、旧民稍出。是後倭韓遂属帯方。

桓靈の末、韓・濊強盛にして、郡県制する能わず、民多く韓国に流入す。建安中、公孫康、屯有県以南の荒地を分ちて帯方郡と為し、公孫模・張敞等を遣わして遺民を収集せしむ。

兵を興して韓・濊を伐ち、旧民稍く出づ。是の後、倭・韓は遂に帯方に属す。

ここでも朝鮮半島が混乱するのは、やはり『桓靈の末』である。『韓と濊の勢力が強くなり、郡（楽浪郡）やその配下の県ではそれを制することができず、民衆が多

く南の韓へと流入してしまった。建安年間（一九六～二〇〇年）、公孫康は屯有県より南の荒地を割いて新たに帯方郡を設け、公孫模や張敞らを遣わして、遺っていた漢の民を収め集めさせた。兵を起して韓と濊を伐ち、もとの民衆はようやく韓を出て戻ってきた』というのである。そしてこのあとに注目すべき一文がつづく。『これよりのち、倭と韓は帯方郡に属した』。帯方郡の設置から間もなく、倭と韓は公孫氏が支配する帯方郡に臣属したのである。

公孫康が父の公孫度のあとを継いで遼東大守となったのは、建安九年（二〇四）のことである。帯方郡が設置されたのは、その直後であろう。公孫康はさらに高句麗の王位継承をめぐる内紛に介入し、攻撃された高句麗の伊夷模一派は二〇九年頃、丸都城（吉林省集安市）に逃れ、ここを都とした。この前後、魏の部将による高句麗、沮溫、濊への討伐がおこなわれていることから、山尾幸久氏は『魏書』東夷伝の韓条に記された公孫氏の軍事行動（「兵を興して韓・濊を伐つ」）もまた、それらと一連の出来事であったとみる。倭と韓が帯方郡に属したのは、これら一連の対外夷強硬策の帰結であるとして、二〇九年前後のことと考えている「山尾、一九七二年」。じつに妥当な見解であろう。

いままであまり注目されなかったこの事実を、私は重視したい。後漢王朝が衰退し、中国本土が動乱期に入った二世紀末から三世紀初め頃、それまで後漢の権威を背景として倭国（イト倭国）の政治と外交をリードしてきたイト国が牽引力を失いはじめ、倭国は盟主不在の混乱状態に陥っていた。このとき、西日本を中心とする主要なクニ・国が集まり、事態を打開するべく一女性を倭王として共立し、倭国の再編をめざした。新生倭国誕生のストーリーの大枠が、ここにみえてきたように思う。

そうであれば、卑弥呼共立の歴史的契機は、東夷伝の韓条に『遂に帯方に属す』と記された出来事において他にないのではないか。卑弥呼が共立された背景には、おそらく国内事情だけでなく、新しく帯方郡を置いた公孫氏の思惑と働きかけが

あった。そして共立は通説の二世紀末ではなく、三世紀のごく早い時期に実現したのである。」（寺沢薫『卑弥呼とヤマト王権』へ一五五頁）。

48 井上貴央『青谷上寺地遺跡の弥生人と動物たち』（鳥取県教育委員会、二〇〇六年、四～八頁）。

49 濱田童彦「弥生時代後期の青谷上寺地遺跡に集いし人びと」（『とっとり弥生の王国 二〇二四 Spring 特集続々・倭人の真実 見えてきた青谷上寺地遺跡の人びと』一二頁）。

50 藤尾慎一郎「巻頭言 続々・倭人の真実に寄せて」（前同三頁）。

51 笠谷和比古『主君「押込」の構造―近世大名と家臣団』へ平凡社、一九八八年、二六六頁）。

52 「共働」は日本国語大辞典では「ともばたらき」（『「共稼」の意味しか出てこないが、意味としては「協働」と同じと理解する。』

53 山田洋一『公儀（おおやけ）』の源流―両領国（徳川領国・国持外様領国）体制に  
関係して―（『京都府立大学学術報告人文七五』、二〇二三年、一七四頁）。

54 生物学者のチャールズ・ダーウィン『種の起源』の自然淘汰（最適化）と社会学者、  
地理学者、生物学者等のピョートル・アレクセービッチ・クロポトキン『相互扶助論』  
の相互扶助の関係から検討できればと考える。

【表1】徳川政権期国持大名一覧

領国	国持分類	家名	初代等	藩名	領知年月日	西暦	領知石高	明治元年国名	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	国持外様領国	国持18家	伊達	政宗	岩出山	天正19・2・9	1591	58万	陸奥
					仙台	慶長8	1603	60万5000	
			佐竹	義宣	秋田(久保田)	慶長7.5.8	1602	20万5810	出羽
			上杉	景勝	米沢	慶長6.8.16	1601	30万	出羽
			前田	利家	金沢	天正11・5・4	1583	102万5000	加賀
			池田	忠継	岡山2	慶長8.2.6	1603	28万	備前
				光仲	鳥取3	寛永9.6.18	1632	32万	因幡
			池田	輝政	姫路1	慶長5.10	1600	52万	播磨
				光政	鳥取2	元和3.6	1617	32万	因幡
			浅野	幸長	和歌山1	慶長5.10	1600	37万6560	紀伊
				長晟	広島2	元和5.7.19	1619	42万6500	安芸
			毛利	秀就	山口1	慶長5.10.10	1600	29万8480	周防
				秀就	萩	慶長9.11.11	1604	26万2280	長門
			敬親	山口2	慶応4・5.10	1868	36万9000	周防	
			蜂須賀	家政	徳島	天正13.6	1585	17万5700	阿波
			山内	一豊	高知	慶長5.11	1600	20万2600	土佐
黒田	長政	福岡	慶長5	1600	52万3100	筑前			
有馬	豊氏	福知山1	慶長5.12.13	1600	6万1000	丹波			
		久留米	元和6.11	1620	21万	筑後			
鍋島	直茂	佐賀	天正18.1.8	1590	35万7000	肥前			
細川	忠興	中津1	慶長5.11.2	1600	39万9000	豊前			
	忠興	小倉1	慶長7.11	1602	30万				
忠利	熊本2	寛永9.10.4	1632	54万	肥後				
島津	義弘	鹿児島	天正15.5.8	1587	72万8700	薩摩			
南部	信直	盛岡	天正19.9	1591	10万	陸奥			
	利恭	白石	明治1.12.24	1868	13万				
丹羽	長重	古渡	慶長8.11	1603	1万	常陸			
		江戸崎	元和5	1619	2万				
		棚倉2	元和8.1.11	1622	5万	陸奥			
		白河1	寛永4.2.10	1627	10万700				
光重	二本松3	寛永20.7.4	1643	10万700	岩代				
伊達	秀宗	宇和島2	慶長19.12.28	1614	10万2154	伊予			
立花	宗茂	棚倉1	慶長8.10.25	1603	1万	陸奥			
		柳川2	元和6・11・27	1620	10万9600	筑後			
徳川領国	国持18家	藤堂	高虎	府中	慶長5.10.18	1600	20万	伊予	
			今治1	慶長11	1606	22万			
	津2	慶長13.11.15	1608	22万950	伊勢				
	国持18家含む	宗	義調	対馬	天正15.6.7	1587	3万3300	対馬	
	松平	忠昌	姉崎1	慶長12.11	1607	1万	上総		
			下妻2	元和1.11	1615	3万	常陸		
			松代3	元和2.7	1616	12万	信濃		
			高田3	元和4.3	1618	25万	越後		
	福井2	寛永1.4.15	1624	50万5280	越前				
	松平	直政	姉崎2	元和6.12	1620	1万	上総		
			大野1	寛永1.6.8	1624	5万	越前		
			松本4	寛永10.4.22	1633	7万	信濃		
松江3			寛永15.2.11	1638	18万6000	出雲			

1 藩変遷表(岩波日本史辞典)に基づき笠谷和比古『『国持大名』論考』(井上満郎ほか編『古代・中世の政治と文化』(思文閣出版、1994年)の分類により作成。2 領知石高は変遷があるが省略している。3 各国持家が国持となった時期については特定困難であるので、近世期に入ってから履歴を示している。なお「藩名」欄の藩名に続く数字は領知順である。

## 表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた2023年「第49回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入（大庄屋）吉田家文書の天保13年（1842）「定留」（御用留）の表紙（2011年東日本大震災の大津波で被災、その後修復） 陸前高田市教育委員会提供 \*別表No.16、コラム1参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正10年（1921）に当時の小松町に寄贈された天保13年7～12月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 \*別表No.106参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保13年「御触書承知印形帳」（菊屋町文書）の表紙 山田洋一撮影 \*別表No.80参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保12～14年「郡方御触留帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫）の表紙 山田洋一撮影 \*別表No.56参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

---

### 京都府立大学文化遺産叢書 第37集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

発行日 2025年（令和7）6月30日

印刷 株式会社 北斗プリント社

---